



誘 導 標 識	外 形	／	／		／			
	視 認 障 害 等	／	／		／			
	採 光 又 は 照 明	／	／		／			
	※ 表 示 面 の 輝 度	／	／		／			
	※ 設 置 場 所 の 照 度	／	／		／			
	※※ ヒ ュ ー ズ 類	／	／		／			
	※※ 結 線 接 続	／	／		／			
	※※※非常電源	外 形	／	／		／		
		表 示	／	／		／		
		機 能	／	／		／		
備 考	1 F 2 F 避難口中形 7台 2台 通 路中形 2台 1台  * 1階更衣室横通路誘導灯 1ヶ所バッテリー容量不足の為、交換を要します。 (FK-376 3.6V 2000mAh ナショナル)							
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校正年月日	製 造 者 名	機 器 名	型 式	校正年月日	製 造 者 名

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - 票中※印のあるものは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第28条の2第1項第3号並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。
  - 票中※※印のあるものは、電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。
  - 票中※※※印のあるものは、電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。

別記様式第16

誘導灯及び誘導標識点検票

名称	流山市コミュニティプラザ 勤労者体育施設			防火管理者	小野信秋 <sup>印</sup>		
所在	千葉県流山市大畔25-17			立会者	小野信秋 <sup>印</sup>		
点検種別	機器		点検年月日	平成28年 8月 8日～ 年 月 日			
点検者	資格	番号	点検者 所属会社	社名	TEL		
	2-4	240402681		有限会社 流山防災	0471-58-5697		
	氏名	永島 数俊 <sup>印</sup>		住所	千葉県流山市加5-1712-2		
点検項目	点検結果						措置内容
	種別・容量等の内容				判定	不良内容	
	避難口	通路	客席				
機器点検							
誘導灯	外箱・表示面	種類	○			○	
		視認障害等	○			○	
		外形	○			○	
		表示	○			○	
	非常電源 (内蔵型)	外形	○			○	
		表示	○			○	
		機能	○			○	
	光源	○			○		
	点検スイッチ	○			○		
	ヒューズ類	○			○		
結線接続	○			○			
信号装置等	外形	/			/		
	結線接続	/			/		
	機能	/			/		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第16

誘 導 標 識	外 形	／			／			
	視 認 障 害 等	／			／			
	採 光 又 は 照 明	／			／			
	※ 表 示 面 の 輝 度	／			／			
	※ 設 置 場 所 の 照 度	／			／			
	※※ ヒ ュ ー ズ 類	／			／			
	※※ 結 線 接 続	／			／			
	※※※非常電源	外 形	／			／		
		表 示	／			／		
		機 能	／			／		
備 考	避難口 (中形) 3台 (B級) 1台							
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 種別・容量などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - 票中※印のあるものは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。
  - 票中※※印のあるものは、電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。
  - 票中※※※印のあるものは、電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。